

要 請 書

平成29年11月2日

会計検査院長
河戸光彦殿

健全な法治国家のために声を上げる市民の会
代表 八木啓代

私たち「健全な法治国家のために声を上げる市民の会」有志は、平成29年5月15日、東京地方検察庁特別捜査部に対して、財務省官僚による公用文書等毀棄罪を刑事告発いたしました。(以下、「本件告発」という。)

本件告発は受理された上、本年9月17日、同庁から大阪地方検察庁特別捜査部に回送されたことを把握しています。

国有地は国民の財産でありますから、財務局がこれを売却する場合は、この土地鑑定額を基準として、より高く売却することによる国有財産の価値向上を図らなければなりません。

しかしながら、近畿財務局は、9億5,600万円相当の豊中市野田町1501番宅地8,770.43平方メートルの国有地（以下「本件土地」という）を、撤去費用8億1,900万円分の地下埋設物があるという理由をもって、平成28年6月、本件土地を、わずか1億3,400万円という破格の安値で、学校法人森友学園に売却し、しかも、8億1,900万円分に相当するとされた地下埋設物の存在を確認していないどころか、この地下埋設物自体が存在したかどうかの点についても様々な角度から疑義が出されているだけでなく、撤去が真に必要なものであったのか、またそうであったとして、その撤去が実際に行われたか否かも客観的に確認されていません。

そして、どのような経緯によってこのような不可解な取引が行われるに至ったかも明らかにならないまま、本年3月10日、本件土地売却先である学校法人が小学校設置認可申請を取り下げたことにより、本件土地も、学校建設が途上のままで放置された状態となっており、用途指定期日後の買戻特約行使によって、国に返還さ

れるとしても、当該学校法人経営者が詐欺などによって起訴されているため、原状回復もままならない事態となっています。

言うまでもなく、この一連の経緯があまりにも不透明であるために、国民の間にも、重大な行政不信の念が高まっています。

このような状況を招いた最大の原因は、売買交渉及び契約において作成した一連の文書を、法的効力を何ら有しない内規にすぎない「細則」を根拠に廃棄したと、近畿財務局並びに財務省が、国会で答弁したことに依ります。

会計検査院法第22条において、国有地の売却は、必要的検査対象となっています。

すなわち、学校法人森友学園への国有地売却は、会計検査院の検査対象であることは自明であり、とりわけ本件のように、土地鑑定評価額を大幅に下回る売却は、特例的かつ異常な土地処分として、もっとも精査されなければならない案件でありますから、会計検査院の検査を受けないうちに、関連書類を一部たりとも廃棄することはあってはなりません。

ましてや、貴院の戸田直行官房審議官第3局長が、本年4月25日国会参議院財政金融委員会で答弁されたとおり、10年分割払いの支払が完了していないケースについて、契約が締結されたというだけで事案は終了したとは、到底、言えません。

そして、事実、平成29年3月末日までに小学校の建設が行われなかったために、当契約は完了されることなく、買戻権が行使されることとなりました。この点だけをとってみても、平成29年3月初旬の段階で、本件事案が終了していないことは明らかです。

したがって、佐川局長の答弁は「公文書管理法」第4条を意図的に踏みにじるものであるとともに、この近畿財務局並びに財務省の行った一連の書類廃棄は、会計監査院に対する重大な業務妨害行為であるといえます。

貴院の検査報告において、今後の同様な事態の再発を防ぐためにも、この公文書管理の問題に対して、三権から独立した憲法上の機関として、厳正に対処していただくよう、強く要請いたします。